

## 高知県外国人材入国時待機費用支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県外国人材入国時待機費用支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1)「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において、国が示す経過観察措置期間、宿泊施設における待機を求める国の措置をいう。
- (2)「外国人材」とは、令和3年11月8日以後に日本に入国した日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第1の2及び別表第1の5並びに別表第2のうちこの要綱の別表第1に定める在留資格を有する者をいう。
- (3)「外国人技能実習生」とは、入管法別表第1の2の表における技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (4)「特定技能外国人」とは、入管法別表第1の2の表における特定技能の在留資格を有する者をいう。
- (5)「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「外国人技能実習法」という。)第2条第10項に規定する法人をいう。
- (6)「登録支援機関」とは、入管法第19条の23第1項の登録を受けた者をいう。

### (補助目的)

第3条 県は、事業者等の円滑かつ適正な外国人材の受け入れを支援するため、外国人材を受け入れる事業者等が水際対策に対応するに当たり、外国人材の宿泊施設等への宿泊に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次に定めるものであって、補助対象経費を現に負担した者とする。

- (1) 県内の事業所において外国人材を受け入れた法人又は個人
- (2) 県内事業者が雇用する外国人技能実習生を受け入れた監理団体又は特定技能外国人を受け入れた登録支援機関

### (補助対象経費及び補助率)

第5条 第3条に規定する補助対象経費及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
県内で雇用される外国人材の水際対策への対応のために補助対象者が負担した宿泊に要する経費(外国人材に係るものに限る。出張に係るものを除く。)であって、申請日に支払が完了しているもの。ただし、外国人材1名1泊当たり7,300円かつ宿泊日数15泊を上限とする。(消費税及び地方消費税については、対象外とする。)	2分の1以内

- 2 補助金の交付対象となる経費は、令和3年11月8日から令和4年2月28日までに支払が完了したものとす。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式に定める高知県外国人材入国時待機費用支援補助金交付申請書兼実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の高知県外国人材入国時待機費用支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)を提出するに当たっては、次に掲げる書類を添えて、令和4年3月10日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象者名簿(別記第2号様式)
- (2) 誓約書(別記第3号様式)
- (3) 合意書(監理団体又は登録支援機関が申請する場合)(別記第4号様式)
- (4) 在留資格及び入国日を証する書類(外国人材の在留カードの写し。ただし、交付年月日が入国日と異なる場合は、在留カードの写しに加え、パスポートのスタンプ(証印)のページの写し)
- (5) 県内の事業所において雇用された外国人材であることを証する書類(技能実習の場合は技能実習計画認定申請書の写し及び技能実習計画認定通知書の写し、特定技能等の指定書が交付されている場合はパスポートの指定書のページの写し、その他の場合は在留資格認定証明書の写し及び雇用契約書の写し)
- (6) 検疫所に待機場所(宿泊場所)を申告した書類(健康カードの写し、質問票の写し、本邦活動計画書の写し等)
- (7) 宿泊場所、宿泊者、宿泊日及び宿泊費を証する書類(宿泊施設が発行した領収書の写し、宿泊証明書の写し等で、宿泊者、宿泊日及び宿泊費を確認することができる書類であること。)
- (8) 納税証明書(県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことを証するもの)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条第1項に規定する高知県外国人材入国時待機費用支援補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 外国人材に当該経費の負担が発生しないこと。
- (4) 国から要請されている新型コロナウイルス感染症の水際対策について、必要な防疫事項を遵守していること。
- (5) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。
- (6) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。

(7) 労働関係法令及び入管法並びに外国人技能実習法（申請者が監理団体の場合又は外国人技能実習生を雇用している場合に限る。）を遵守していること。

(8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

(4) 第11条に規定する調査を拒んだとき。

(5) 補助金の交付決定の内容、付した条件、要綱等又は要綱等に基づく知事の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

(報告、調査等)

第11条 知事は、補助金の交付の適正を期するために必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は調査を行うものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年11月15日から施行し、令和3年11月8日から適用する。

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条第2号及び第9条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

要綱第2条第2号に定める在留資格は、次のとおりとする。

入管法別表第1の2に定める下記の在留資格

高度専門職

経営・管理

法律・会計業務

医療

研究

教育

技術・人文知識・国際業務

企業内転勤

介護

興行

技能

特定技能

技能実習

入管法別表第1の5に定める特定活動のうち、入管法第7条第1項第2号の規定に基づき入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第5号の1、第5号の2、第9号、第12号、第16号、第17号、第20号から第22号まで、第27号から第29号まで、第32号、第33号、第35号から第37号まで、第42号、第44号及び第46号の活動に従事する者。

別表第2（第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等が、その事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関与し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 その他、知事が補助金の交付をするにふさわしくないと認める場合